反社会的勢力に対する基本方針

一般財団法人省エネルギーセンター(以下「センター」という。)は、社会的信頼を高めるため、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体又はこれらの密接交際者、及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為、不当な要求行為を行った履歴のある者等(以下「反社会的勢力」という。)と一切の関係を持ちません。

- 1. 反社会的勢力に対し、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。
- 2. 反社会的勢力による被害を防止するため、警視庁、民 事介入暴力被害センター等との密接な連携ができる体 制をとります。
- 3. 反社会的勢力とは、一切の商取引を行いません。
- 4. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全確保に配慮しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
- 5. 反社会的勢力による不当要求に対し、民事及び刑事の 両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で 対応します。
- 6. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事 や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実 を隠蔽するための裏取引等を一切行いません。

平成 25 年 11 月 1 日 一般財団法人省エネルギーセンター